●「チェック表・FAQ・記載例」の概要

１．概要

再生資源利用[促進]計画書・実施書は、請負人が作成し工事監督員に提出することと特記仕様書にて規定され、以下のとおり利活用されています。

・計画書→①建設リサイクル法 11 条「通知」の添付書類

・実施書→①建設リサイクル法 18 条「再資源化報告」（工事完了後、請負人から発注者にされる報告）

②国土交通省が実施する「建設副産物実態調査」（以下センサス）への協力（建設局道路部工務課）

③近畿地方整備局が実施する「簡易型建設副産物実態調査」への協力（建設局道路部工務課）

④建設副産物に関する情報は「神戸市公共建設工事ゼロエミッションに向けた方針」

今回、センサスのエラーチェックで指摘の多い項目や窓口でよくいただく質問を反映し、本資料を作成しました。本資料はチェック表・FAQ・記載例からなり、チェック表は工事監督員でもご利用いただける内容としております。今後、計画書・実施書提出の際にご活用ください。

なお本資料は下記イントラネット及びHPに掲載し、国交省の様式改訂等に合わせて随時更新する予定です。

イントラネット：http://home.intra.city.kobe.lg.jp/18/11/kenchikuchosei_kensetsurecycle.html

HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a48889/business/todokede/jutakutoshikyoku/recycle/index.html

（参考）再生資源利用[促進]計画書・実施書の構成

表面（搬入計画）

表面は、工事に関する情報と、使用した資材とそのうち、どれくらい再生資材を使用したかが分かるようになっています。

裏面（搬出計画）

裏面は、建設副産物（建設廃棄物と建設発生土）に関する情報を記入します。何がどのくらい発生し、どこに排出し、どのように処理されたかが分かるようになっております。

【請負人の方】各工事特記仕様書に基づき、工事着手前、完了後に工事担当課へ提出してください。

【工事担当課の方】内容を確認の上、工事着手前、完了後に下記担当へ提出してください。

※実施書の提出は、R1.10.1 より電子メールによる方式に変更しております。（令和元年 9 月 11 日付建住建調第 1223 号）

※年度ごとに行われるエラーチェックでは多くの修正依頼があり、翌年度以降、工事関係者にヒアリング等することとなります。

当課で修正可能な入力間違いについては、指摘、ヒアリングをせずに修正することがあります。

担当：

直通　　-５９５-６　　(内線　　)

※三宮　　EAST外から内線をかける場合は、内線番号の前に「９５　」をつけてください。

（１）チェック表

●建設リサイクル法第 18 条再資源化報告では、工事完了後、元請人は下記の事項を発注者に報告することとなっています。
①再資源化等が完了した年月日
②再資源化等をした施設の名称及び所在地
③再資源化等に要した費用
実施書を受け取られた際は、これらの項目も確認いただくようにお願いします。

①

請負金額の桁は合っているか？（万円単位）

表面

⑥

再資源化等に要した費用（運搬費＋処理費）が入力されているか？（実施書の場合のみ）

②

高炉セメントＢ種（BB 材）を使用した場合、「5.再生生コン(その他再生材)」を選び、右側も記入しているか。

③

現場内で土砂を埋戻し等利用する場合、裏面の現場内利用量と同数量が記入されているか？

⑤

建築物に係る改修工事、設備工事の場合は、「修繕・模様替え」を選んでいるか？また建築面積等は入力してないか？

④

使用した建設資材の各項目はすべて埋められているか？

様式1　再生資源利用実施書　－建設資材搬入工事用－－「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第18条再資源化報告」対応版－

1.工事概要　（赤着色セルは必須入力箇所です。）

発注担当者チェック欄　発注機関コード　担当者　TEL

発注機関を選択：大分類　中分類　小分類

法人番号　請負会社名　建設業許可の場合　解体工事業登録の場合　会社所在地　請負会社コード＊2　TEL　Email

← http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/

記入年月日　工事責任者　調査票記入者

工事名　工種を選択　工事種別コード＊3　工事施工場所　住所コード　工事概要等　施工条件の内容（再生資源の利用に関する特記事項等）

請負金額　工期　再資源化等が完了した年月日

建築・解体工事のみ右欄に記入して下さい

建築面積　延床面積　構造　使途　階数　地上　地下

※解体工事については、建築面積をご記入いただかなくても結構です。

2.建設資材利用実施

建設資材（新材を含む全体の利用状況）　左記のうち、再生資材の利用状況（再生資材を利用した場合に記入して下さい）

分類	小分類 コード＊5	規格	主な利用用途 コード＊6	利用量(A) 小数点第三位まで	再生資材の名称 コード＊7	再生資材利用量(B) 小数点第三位まで	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類 コード＊8	施工条件内容 コード＊9	再生資材の供給元場所住所	住所コード＊4	再生資源利用率 B/A×100
特定建設資材	コンクリート			トン		トン						0 %
				トン		トン						0 %
	合計			0.000 トン		0.000 トン						0 %
	コンクリート及び鉄からなる建設資材			トン		トン						0 %
				トン		トン						0 %
	合計			0.000 トン		0.000 トン						0 %
	木材			トン		トン						0 %
				トン		トン						0 %
	合計			0.000 トン		0.000 トン						0 %
	アスファルト・コンクリート			トン		トン						0 %
				トン		トン						0 %
	合計			0.000 トン		0.000 トン						0 %
その他の建設資材	土砂			締めm³		締めm³						0 %
				締めm³		締めm³						0 %
	合計			0.000 締めm³		0.000 締めm³						0 %
	砕石			m³		m³						0 %
				m³		m³						0 %
	合計			0.000 m³		0.000 m³						0 %
	塩化ビニル管・継手			トン		トン						0 %
				トン		トン						0 %
	合計			0.000 トン		0.000 トン						0 %
	石膏ボード			トン		トン						0 %
				トン		トン						0 %
	合計			0.000 トン		0.000 トン						0 %
	その他の建設資材			トン		トン						0 %
				トン		トン						0 %
	合計			0.000 トン		0.000 トン						0 %

使用した資材を記入

左記のうち、再生資材について記入されているか？（新材の場合は、記入は不要です。）

コード＊5
コンクリートについて
1.生コン(バージン骨材)　2.再生生コン(Co再生骨材H)
3.再生生コン(Co再生骨材M)　4.再生生コン(Co再生骨材L)
5.再生生コン(その他再生材)　6.無筋コンクリート二次製品(バージン骨材)
7.無筋コンクリート二次製品(リユース品)　8.再生無筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)
9.再生無筋コンクリート二次製品(その他再生材)　10.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.有筋コンクリート二次製品(バージン骨材)　2.有筋コンクリート二次製品(リユース品)
3.再生有筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)　4.再生有筋コンクリート二次製品(その他再生材)
5.その他
木材について
1.木材(ボード類を除く)　2.木質ボード
アスファルト・コンクリートについて
1.粗粒度アスコン　2.密粒度アスコン　3.細粒度アスコン
4.開粒度アスコン　5.改質アスコン　6.アスファルトモルタル
7.加熱アスファルト安定処理路盤材　8.その他
土砂について
1.第一種建設発生土　2.第二種建設発生土　3.第三種建設発生土　4.第四種建設発生土
5.浚渫土以外の泥土　6.浚渫土　7.土質改良土　8.建設汚泥処理土
9.再生コンクリート砂　10.山砂、山土などの新材(採取土、購入土)
砕石について
1.クラッシャーラン　2.粒度調整砕石　3.鉱さい　4.単粒度砕石
5.ぐり石、割ぐり石、自然石　6.その他
塩化ビニル管・継手について
1.硬質塩化ビニル管　2.その他
石膏ボードについて
1.石膏ボード　2.シージング石膏ボード　3.強化石膏ボード
4.化粧石膏ボード　5.石膏ラスボード　6.その他
その他の建設資材について

コード＊6
アスファルト・コンクリートについて
1.表層　2.基層
3.上層路盤　4.歩道
5.その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)
土砂について
1.道路路体　2.路床　3.河川築堤
4.構造物等の裏込材、埋戻し用
5.宅地造成用　6.水面埋立用
7.圃場整備(農地整備)
8.その他
砕石について
1.舗装の下層路盤材
2.舗装の上層路盤材
3.構造物の裏込材、基礎材
4.その他
塩化ビニル管・継手について
1.水道(配水)用　2.下水道用　3.ケーブル用
4.農業用　5.設備用　6.その他
石膏ボードについて
1.壁　2.天井　3.その他
その他の建設資材について
(利用用途を具体的に記入して下さい)

コード＊7
コンクリートについて
1.再生生コン(Co再生骨材H)　2.再生生コン(Co再生骨材M)
3.再生生コン(Co再生骨材L)　4.再生生コン(その他再生材)
5.無筋コンクリート二次製品(リユース品)　6.再生無筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)
7.再生無筋コンクリート二次製品(その他再生材)　8.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.有筋コンクリート二次製品(リユース品)　2.再生有筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)
3.再生有筋コンクリート二次製品(その他再生材)　4.その他
木材について
1.再生木材(ボード類を除く)　2.再生木質ボード
アスファルト・コンクリートについて
1.再生粗粒度アスコン　2.再生密粒度アスコン　3.再生細粒度アスコン
4.再生開粒度アスコン　5.再生改質アスコン　6.再生アスファルトモルタル
7.再生加熱アスファルト安定処理路盤材　8.その他
土砂について
1.第一種建設発生土　2.第二種建設発生土　3.第三種建設発生土
4.第四種建設発生土　5.浚渫土以外の泥土　6.浚渫土
7.土質改良土　8.建設汚泥処理土　9.再生コンクリート砂
砕石について
1.再生クラッシャーラン　2.再生粒度調整砕石　3.鉱さい　4.その他
塩化ビニル管・継手について
1.再生硬質塩化ビニル管　2.その他
その他の建設資材について
(利用量の多い上位2品目の再生資材名称を具体的に記入して下さい)

コード＊8
再生資材の供給元について
1.現場内利用
2.他の工事現場(内陸)
3.他の工事現場(海面)
4.再資源化施設
5.土砂ストックヤード
6.その他

コード＊9
施工条件について
1.再生材の利用の指示あり
2.再生材の利用の指示なし

●リサイクルの観点からチェックしていただきたいこと。
・建設副産物は、適切な品目に計上されているか。（建設副産物でないものが含まれていないか。）
・品目別搬出できるものが現場内分別される計画となっているか。（特に計画書の際）
・建設副産物が中間処理施設に搬出されているか。最終処分場に直接搬出され、「9.内陸処分」となっている場合は、本当に直接搬出したのか、またなぜそうなったかを確認してください。（有害物質については「9.内陸処分」で結構です。）

①

搬出先コードの選び方が間違っており、再生資源利用促進率が低くなっていないか？（特に**建設混合廃棄物**と**建設発生木材**）
※再生資源利用促進率：中間処理施設に搬出した副産物など、再生される可能性があるか割合を示しています。最終処分場に搬出されるなどした場合は下がります。

②

記入されている場合は、現場内利用は本当にあったか？

様式2　再生資源利用促進実施書　－建設副産物搬出工事用－

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

1.工事概要　表面（様式1）に必ずご記入下さい

2.建設副産物搬出実施

建設副産物の種類	①発生量	現場内利用・減量				現場外搬出について									
		現場内利用			減量化										
場外搬出時の性状	（掘削等）=②+③+④	用途コード*10	②利用量	うち現場内改良分	減量化法コード*11	③減量化量	搬出先名称	区分	施工条件の内容コード*12	搬出先場所住所	住所コード*4	運搬距離	搬出先の種類*15	④現場外搬出量	うち現場内改良分	⑤再生資源利用促進量	再生資源利用促進率
							2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を使えて下さい。							小数点第三位まで	小数点第三位まで		
特定建設資材廃棄物 コンクリート塊	0.000 トン		トン	トン			搬出先1					km		トン	トン	0.000 トン	0 %
							搬出先2					km		トン	トン		
建設発生木材A（ボード等の木製資材が廃棄物となったもの）	0.000 トン		トン	トン			搬出先1					km		トン		0.000 トン	0 %
							搬出先2					km		トン			
アスファルト・コンクリート塊	0.000 トン		トン	トン			搬出先1					km		トン	トン	0.000 トン	0 %
							搬出先2					km		トン	トン		
その他特定建設資材廃棄物	0.000 トン						搬出先1					km		トン		0.000 トン	0 %
							搬出先2					km		トン			
建設発生木材B（立木、除根材などが廃棄物となったもの）	0.000 トン		トン	トン			搬出先1					km		トン		0.000 トン	0 %
							搬出先2					km		トン			
建設汚泥	0.000 トン		トン	トン		トン	搬出先1					km		トン	トン	0.000 トン	0 %
							搬出先2					km		トン	トン		
建設廃棄物 金属くず	0.000 トン						搬出先1					km		トン		0.000 トン	0 %
							搬出先2					km		トン			
廃塩化ビニル管・継手	0.000 トン						搬出先1					km		トン		0.000 トン	0 %
							搬出先2					km		トン			
廃プラスチック（廃塩化ビニル管・継手を除く）	0.000 トン						搬出先1					km		トン		0.000 トン	0 %
							搬出先2					km		トン			
廃石膏ボード	0.000 トン						搬出先1					km		トン		0.000 トン	0 %
							搬出先2					km		トン			
紙くず	0.000 トン						搬出先1					km		トン		0.000 トン	0 %
							搬出先2					km		トン			
アスベスト（飛散性）	0.000 トン						搬出先1					km		トン		0.000 トン	0 %
							搬出先2					km		トン			
その他の分別されない廃棄物	0.000 トン						搬出先1					km		トン		0.000 トン	0 %
							搬出先2					km		トン			
混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	0.000 トン						搬出先1					km		トン		0.000 トン	0 %
							搬出先2					km		トン			
建設発生土 第一種建設発生土	0.000 地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1					km		地山m³	地山m³	0.000 地山m³	0 %
							搬出先2					km		地山m³	地山m³		
第二種建設発生土	0.000 地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1					km		地山m³	地山m³	0.000 地山m³	0 %
							搬出先2					km		地山m³	地山m³		
第三種建設発生土	0.000 地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1					km		地山m³	地山m³	0.000 地山m³	0 %
							搬出先2					km		地山m³	地山m³		
第四種建設発生土	0.000 地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1					km		地山m³	地山m³	0.000 地山m³	0 %
							搬出先2					km		地山m³	地山m³		
建設発生土以外の発生土	0.000 地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1					km		地山m³	地山m³	0.000 地山m³	0 %
							搬出先2					km		地山m³	地山m³		
浚渫土（建設汚泥を除く）	0.000 地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1					km		地山m³	地山m³	0.000 地山m³	0 %
							搬出先2					km		地山m³	地山m³		
合計	0.000 地山m³		0.000 地山m³	0.000 地山m³										0.000 地山m³	0.000 地山m³	0.000 地山m³	0 %

建設発生木材Ｂ（立木、除根材等。剪定枝、除草は除く。）

建設混合廃棄物

コード*11
1.路盤材　2.裏込材
3.埋戻し材
4.その他

コード*11
1.焼却　2.脱水
3.天日乾燥
4.その他

コード*12
施工条件について
1.A指定処分
（発注時に指定されたもの）
2.B指定処分（もしくは準指定処分）
（発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの）
3.自由処分

コード*13
【建設廃棄物の場合】
1.売却
2.他の工事現場
3.広域認定制度による処理
4.中間処理施設（アスファルト合材プラント）
5.中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）
6.中間処理施設（サーマルリサイクル）
7.中間処理施設（単純焼却）
8.廃棄物最終処分場（海面処分場）
9.廃棄物最終処分場（内陸処分場）

【建設発生土の場合】
1.売却
2.他の工事現場（内陸）
3.他の工事現場（海面）
ただし、廃棄物最終処分場を除く
4.土質改良プラント
5.工事予定地・仮置場・ストックヤード
（再利用の目的がある場合）
6.工事予定地・仮置場・ストックヤード
（再利用の目的がない場合）
7.採石場・砂利採取跡地等復旧事業
8.廃棄物最終処分場（覆土としての受入）
9.廃棄物最終処分場（覆土以外の受入）
10.土捨場・残土処分場

※ 6,9,10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

注記）
・一般廃棄物は記入しないで下さい。
・土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

⑥

アスファルト合材プラントの場合、「4．中間合材」となっているか？
①鹿島道路(株)（神戸合材製造所）
②大成ロテック(株)（せいしんアスコン）
③前田道路(株)（神戸合材工場）
④(株)NIPPO（神戸合材センター）
の４社

③

現場内分別を行い、品目別に搬出され、記載されていることが望ましい状態です。（建設混合廃棄物から品目別に。）

建設混合廃棄物に「事務所から出たごみ」、「建物の残置物」等の**一般廃棄物の数量を含んでいないか。**

⑤

搬出があった品目については、各欄に抜けなく記入されているか？（記入漏れが多くなっております。）

④

現場内で埋戻し等した場合、表面にも同数量が記入されているか？